

釧路市企業立地促進条例の一部改正についてのご意見を募集します。

募集期間：2021（令和3）年7月13日（火）～2021（令和3）年8月12日（木）

釧路市では、本市における産業の振興を促進するため、市内に事業場を新設又は増設する事業者であって一定の要件を満たすものに対し、釧路市企業立地促進条例（以下「条例」といいます。）に基づき、固定資産税及び都市計画税の課税の免除並びに助成の措置を行っております。

このうち、課税の免除については、その免除の措置が、過疎地域自立促進特別措置法（以下「旧過疎法」といいます。）又は地域未来投資促進法^(注1)による減収補填の特例措置（固定資産税の課税の免除による減収分の一部が地方交付税において補填される特例措置）の対象となるものであることを条件としており、条例において免除の対象となる事業場の種類などの具体の要件を定めています。

このたび、旧過疎法の適用期間が終了し、新たに「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（以下「新過疎法」といいます。）が制定され、旧過疎法における減収補填の特例措置が新過疎法に引き継がれるとともに、その対象が拡充されることとなりました。

このため市では、旧過疎法と同様、新過疎法による減収補填の特例措置の対象についても、条例に基づく課税の免除の対象とすることとし、下記のとおり条例を改正することとしましたので、この改正案に対する皆様のご意見を募集します。

取り入れるべきご意見については条例の改正案を修正するなど、さらに検討を進め、最終的な条例案を釧路市議会に提出する予定です。

また、皆さんからいただきましたご意見などの概要は、それらに対する市の考え方と併せて、2021（令和3）年8月下旬をめどに釧路市のホームページなどで公表します。

（注1）「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」の略称

1 主な改正内容

・課税の免除の対象の見直し（条例第2条、第4条、別表第1関係）

(1) 課税の免除について、その対象が新過疎法による減収補填の特例措置の対象と同一となるよう要件の見直しを行います。

なお、課税の免除のうち、地域未来投資促進法による減収補填の特例措置の対象であることを条件とするものについては、要件等の内容に変更はありません。

| 現 行 | 改正後 |
|-------------------------------|--------------------------------------|
| 地域未来投資促進法による減収補填の特例措置の対象となるもの | 地域未来投資促進法による減収補填の特例措置の対象となるもの（現行どおり） |
| 旧過疎法による減収補填の特例措置の対象となるもの | 新過疎法による減収補填の特例措置の対象となるもの |

(2) 条例で定める課税の免除の要件について、①対象となる事業場の業種に「情報サービス業等^(注2)」を追加し、②設備の取得価額に関する要件を資本金の規模に応じて細

分化して、その額を引き下げるとともに、③これまで新設又は増設のみを対象としていた設備投資の形態を「取得等^(注3)」に拡大します。

(注2) 「情報サービス業等」とは、次の業種をいいます。

情報サービス業、有線放送業、インターネット付随サービス業及びコールセンター・市場調査業務に係る事業（情報通信の技術を利用するものに限りです。）

(注3) 「取得等」とは、事業場の用に供する設備の取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあっては改修（増築、改築、修繕又は模様替）のための工事による取得又は建設を含みます。

(3) 改正後の課税の免除の要件（新過疎法による減収補填の特例措置に係るものに限ります。）は以下のとおりとなります。

| 事業場の種類 | 資本金の規模 | 設備の取得価額 | 設備投資の形態 |
|---|-------------------|-----------|---------------------|
| 製造業、旅館業 ^(注4) | 5,000万円以下 | 500万円以上 | 取得等 ^(注3) |
| | 5,000万円超 1億円以下 | 1,000万円以上 | 新設・増設 |
| | 1億円超 | 2,000万円以上 | |
| 農林水産物等販売業 ^(注5) 、 情報サービス業等 ^(注2) | 5,000万円以下 | 500万円以上 | 取得等 |
| | 5,000万円超 | | 新設・増設 |

(注4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業に該当する事業及び下宿営業を除きます。

(注5) 「農林水産物等販売業」とは、市内で生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業をいいます。

【参考1】 現行の課税の免除の要件（旧過疎法による減収補填の特例措置に係るものに限る。）

| 事業場の種類 | 資本金の規模 | 設備の取得価額 | 設備投資の形態 |
|-------------------|--------|----------|---------|
| 製造業、旅館業、農林水産物等販売業 | 区分なし | 2,700万円超 | 新設・増設 |

【参考2】 課税の免除を行う固定資産及び課税の免除の割合

| 課税の免除を行う固定資産 | 課税の免除の割合 |
|-------------------------------|--|
| ①機械及び装置 ②建物 ③建物の敷地である土地 | 左欄に記載された固定資産に係る固定資産税及び都市計画税について、事業場の操業開始以後、最初に課税される年度は100%以内、翌年度は75%以内、翌々年度は50%以内で免除を行います。 |

2 参考資料

- (1) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の概要（総務省作成）
- (2) 過疎地域における地方税の減収補てん措置の拡充及び延長（総務省作成）
- (3) 釧路市企業立地促進条例（現行の条文）
- (4) 釧路市企業立地促進条例施行規則（現行の条文）

3 意見募集要領

(1) 意見募集期間

2021（令和3）年7月13日（火）～2021（令和3）年8月12日（木）

(2) 資料の公表場所

- ・ 釧路市産業振興部産業推進室産業推進担当（釧路市役所本庁舎 4 階）
- ・ 釧路市役所本庁舎 1 階市政情報コーナー
- ・ 各行政センター 1 階市政情報コーナー
- ・ 各支所
- ・ 釧路市役所ホームページ（<http://www.city.kushiro.lg.jp/>）

(3) 意見の提出方法

郵便、信書便、持参（受付時間 平日の 8 時50分～17時20分）、ファックス、メールのいずれかの方法で提出してください（様式は問いません。）。

※ 電話によるご意見の受付は応じかねますので、ご了承ください。

※ ご意見の提出にあたっては、お名前、ご住所、電話番号をご記入ください。

（取得した個人情報、ご意見の具体的な内容等を必要に応じて確認するために使用し、その他の目的で使用することはありません。）

意見の提出・問合せ先

釧路市産業振興部産業推進室産業推進担当

〒085-8505 釧路市黒金町 7 丁目 5 番地 釧路市役所本庁舎 4 階

電話：0154-31-4550（直通） ファックス：0154-22-8972

E-mail：sa-sangyousuishin@city.kushiro.lg.jp